

第188回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】
議事録

日 時：平成30年12月20日(木)10:00～10:15

場 所：経済産業省 別館1階103－105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

議 題：

- (1) 原価算定終了期間後の小売電気料金及び小売ガス料金の事後評価について
- (2) 料金審査専門会合の資料の事前掲載における誤記載について

○八田委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから、第188回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。

議題に入る前に、議事や資料の取り扱いについて、都築さんからご説明をお願いいたします。

○都築総務課長 本日の議題ですが、第2部としての記載がある議題につきましては、個社の情報を取り扱うこととなります。これらにつきましては、委員会として必要と判断される場合には非公開とし、「議事要旨」を後日委員会ホームページに掲載することとしたいと思っております。

また、会議資料について、情報公開請求された場合には、その対応について改めてご相談することとしたいと思っております。

以上、委員会として、ご判断をいただければと思います。

○八田委員長 それでは、今お話がありましたように、第2部として記載されている議題について、非公開の開催とすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、早速第1部の議題に入ります。

議題(1)は、「原価算定期間終了後の小売電気料金及び小売ガス料金の事後評価について」、鎌田課長からご説明をお願いいたします。

○鎌田取引監視課長 資料は、公開資料の資料番号3番でございます。PDFは3/26ページからでございます。

本件でございますが、上の枠囲いにございますとおり、経済産業大臣から意見の求

めがございました原価算定期間を終了しております関西電力を除くみなし小売電気事業者9社、それから、同じく原価算定期間を終了しております旧一般ガスみなしガス小売事業者1社、これは東邦ガスになりますが、こちらの小売料金の事後評価につきまして、料金審査専門会合での審議結果をご報告するとともに経済産業大臣への回答について、ご審議をいただくものでございます。

「主なポイント」でございます。

まず、審議の経緯、状況でございますが、9月26日の経済産業大臣からの委員会への意見聴取を受けまして、10月25日、それから12月12日の2回にわたりまして料金審査専門会合を開催しております。

下2番のところで、料金審査専門会合の結果でございますが、結論を先に申し上げますと、(1)、(2)にございますとおり、電気料金、それからガス料金とも値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はなかったということでございます。

この結論につきまして、料金審査専門会合の資料で確認をいただきたいと思います。資料のスライド番号で、まず10ページ、11ページでございますが、10ページでは、電気関係の審査基準を記載しております。

ステップ1としまして、規制部門の電気事業利益率の基準、それから、ステップ2としまして、規制部門の超過利潤累積額による基準、又は自由化部門の収支による基準ということでございます。

このステップ1、ステップ2で当てはめたものが11ページでございます。ステップ1のところでは、北海道、東北、東京電力E P、それから中部、九州、沖縄がステップ1の基準には該当しておりますけれども、その下のステップ2に行きまして、いずれの6社とも該当せずということで、結論としては、一番下の赤枠でございますが、全て変更認可申請命令の検討対象にはならないということになっております。

それから、ガス料金のほうでございますが、こちらは23ページ、24ページに審査の基準と基準に基づく評価結果を載せております。

ステップ1、ステップ2は、電気と同様の基準でございます。24ページで適用結果をみてみますと、京和、それから熱海につきましては、ステップ1に該当しておりますが、この2社ともステップ2には該当せずということで、全体の評価結果としましては、一番下の赤枠の囲いでございますが、全て変更認可申請命令の対象とはならないというような結論になっているところでございます。

3 ページに戻っていただきまして、3 番で、経済産業大臣への回答でございますが、回答案としまして別添 1、別添 2 を、5 ページ、6 ページに添付しておりますけれども、こちらの回答案によりまして、小売電気料金、それから、小売ガス料金ともに値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はなかった旨、経済産業大臣宛て回答することとしたいと考えております。

以上、ご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対するご質問、ご意見ございませんでしょうか。

圓尾委員どうぞ。

○圓尾委員 私も料金審査専門会合に出ていまして、今回に関しては、特段注目して議論をしなければいけないような大きなポイントがあったとは思えないので、この結論でいいかなと思います。

一つ、今後考えなければいけない、チェックしなければいけないかなと思っているのは、要は原発が低稼働、停止になったということで、火力をたくさん使う前提で電気料金の改定を、原価を洗い替えているわけですね。それで、今度原発が動き始めると火力燃料の使用量が少なくなるわけで、そうすると何が起こるかということ、燃料費調整制度の感応度が必要以上に大きく出てきてしまう。当然原油価格が上がったり、円安になったりということで、値上げ方向のときは電力会社が、その分たくさんもうかることになりまして、逆に下がる時というのは損することになりまして、どちらにしても、反応が大きく出ることによるリスクを電力会社が背負っている形になると思います。

今回に関しては、そんなに大きなインパクトとしてみられなかったのでいいかと思っておりますけれども、注目して見ておくべきポイントかなと思いました。

以上です。

○八田委員長 今の話は、もし原発のパーセンテージが変わると、それにあわせて燃料調整の対象になる火力の量も変わるから、その調整自体も変化するというわけではないのですか。要するに、ベースになる分母はフレキシブルに変わるわけではないのでしょうか。

○圓尾委員 料金を本格改定したときに、当然原価算定期間に使われる原油の量で

あるとかLNGの量というものを念頭に感応度を設定するわけですね。ですから、当然原発が動いて、その使用量が減ると、本当はその感応度というのは小さくなるはずですけども、そこは、もう一回本格的な申請が行われて洗い替えるまでは変わらないので、その分のリスクは、プラスにしてもマイナスにしても事業者が背負うことになるということです。

○八田委員長 なるほど。

しかし、それは、今のところはしょうがないのでしょうけれども、制度的に、本当は実際に使っている量によって反応させるというような変化があれば解決し得る問題ですね。何もかもガシャンと決めてしまわないで、燃料調整のところだけは、実際の使用量に応じるとかいうようなことをやればいいのではないかと思いますけれども、今のところはそうっていないわけですね。

○圓尾委員 はい。

○八田委員長 わかりました。

ほかには、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

ないようでしたら、このご説明どおりご異論ないということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、今の説明があったとおりに、委員会として経済産業大臣への意見を決定したいと思います。

次に議題（２）の「料金審査専門会合の資料の事前掲載における誤記載について」、恒藤課長からご説明をお願いいたします。

○恒藤NW事業監視課長 一番最後のページ、26ページの資料４でございます。

先週12日に開催されました料金審査専門会合に向けまして、前日に、当委員会のホームページに掲載をいたしました事務局作成資料の中に、事業者が非公表としている情報が誤って掲載されていた事案があったという報告でございます。

委員の皆様のお手元限りで、黄色の表示のある紙を置かせていただいております。これが、誤って記載があったというもののコピーでございまして、一番下の３枚目についているものが正しいものでございます。

２枚目に「修正前」と書いてあるものでございますが、これが誤っていたものでございまして、見比べていただきますと、２社の事業者について、事業者が非公表とし

ている数値について、本来※とすべきところを、私どもが誤って数字を記載してしまったということでございます。

これが、会議の前日の夜からホームページに掲載をしてしまった。これについて、事業者から指摘がございまして、会議開催前に修正、再掲載をし、また、該当の2社には状況を説明し、謝罪をいたしました。

P D F資料の3. でございますが、このようなことを発生させてしまったことにつきまして、私ども事務局として深く反省をしております。今後、同様な事案を絶対に発生させないようにしようということで、再発防止策を講じることとしてございます。

まずは、資料を作成する段階で、各担当者が十分に気をつけることは基本でございますが、それでもミスというのは発生してしまう可能性もございますので、ホームページにアップをする前に、改めてもう一度必ず担当者と、それから管理職が確認をする。それをしないとホームページにアップする作業に進めないというルールを導入することにいたしました。

この再発防止策の導入も含め、改めて情報管理を徹底し、今後、同様な事案の発生を確実に防止することにしたいとしてございます。

以上、先週の料金審査専門会合の事務局作成資料の事前掲載をしたものについて、事業者が非公表としている数値が一部掲載されていた事案があったということと、その後の対応について報告をさせていただきました。

以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告に対するご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、このようなことが再発しないように、努力をお願いしたいと思えます。

それでは、本日第1部で予定していた議事は以上ですが、ほかに何かありますか。

○都築総務課長 第2部は、準備ができ次第開催したいと思います。

一般傍聴者の方は、ここでご退室をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○八田委員長 それでは、これをもちまして第1部を終了いたします。

どうもありがとうございました。

——了——